

質 問 回 答 書

業務／工事名【令和7年度浪江町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その3）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回 答
1	入札説明書	7	4. 競争参加資格（5）	「1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、平成27年度までの資格取得者にあつては、解体工事に関する実務経験が1年以上又は登録解体工事講習を修了している者であること。」と記載がありますが、解体工事に関する実務経験について、竣工した工事における一年未満の実務経験と、現在施工中の工事における実務経験を足し合わせて実務経験1年以上になる場合、実務経験1年以上とお認め頂けますでしょうか。 もしお認め頂ける場合は、証明書類としては竣工コリンズと現在施工中の実施工程表、コリンズで従事期間を証明できればよろしいでしょうか。ご教示願います。	今回配置予定技術者が既に完了している工事での従事期間と現在施工中の工事の申請書及び確認資料の提出期限の日時点での従事期間の合計が1年以上であれば対象となります。 証明書類については、貴見のとおりです。
2	入札説明書	4、5	4（4）イ、 4（5）イ（イ）	「当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。」とありますが 工事成績評定点が付与されている65点以上の工事で工事事故による指名停止を受けている工事は参加資格を認めていただけと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	入札説明書	6	4（7）	除染等工事共通仕様書(第14版) 1-1-4 には、「放射線管理責任者は他の除染等工事、解体工事、仮置場復旧工事の放射線管理責任者と兼任可とする。」と記載されていますが福島地方環境事務所の発注のする放射線管理責任者を配置することを決められている仮置場運営業務、中間貯蔵工事でも兼任が可能と考えてよろしいでしょうか。	放射線管理責任者として、他工事で専任を求めている場合は不可です。
4	入札説明書	27	16. 落札者の決定方法（3）	本工事の調査基準価格の算定は、①、②および③のいずれでしょうか、ご教示願います。また、③の場合は別途ご提示願います。 ①「除染等工事」と建築工事（解体等撤去工事）の工事毎に費目別に係数を乗じて算出する調査基準価格を合算する方法。 費目とは、直接工事費、共通仮設費費、現場管理費および一般管理費を示す。 ②「建築工事（解体等撤去工事）」は、「除染等工事」の本工事費内訳書－30頁に諸経費対象外項目として計上されています。そこで、この「除染等工事」の調査基準価格算定の内、「諸経費対象外項目」は、一般管理費と同じ係数を適用して計上する方法。 ③それ以外の方法。 なお、「予算決算及び会計令第85条の定めるところには、諸経費対象外項目について、取扱の記述がございません。」	予算決算及び会計令第85条の定めるところにより算定します。
5	金抜き設計書【除染】 入札説明書	40	5号内訳書	調査基準価格算定の際、諸経費対象外項目の「21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用」に乘じる”割合”を、ご教示願います。	予算決算及び会計令第85条の定めるところにより算定します。
6	入札説明書	8	5. 総合評価に関する事項	「指定テーマ2： 本工事における除染・解体作業は、作業形態・内容等から人力による作業が多く生じ、かつ複数現場の同時施工が必要となる。こうした状況下においても、作業の安全性について十分に担保される必要がある。」とありますが、「人力」とは、オペレータや運転手などの作業員を含むものと考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	貴社の責任においてご判断ください。
7	入札説明書	17	カ. 技術提案書（様式）	入札説明書では、「写真・図表・ポンチ絵等については、技術提案に貼付しても良いが、指定範囲（指定した提出資料枚数）に含めるものとする。なお、文字等が認識できればその他の制約（文字色・装飾文字等）を設けない。」と記載されています。黒文字以外でも可、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
8	様式1～5			各様式についている※注記、注1. 等及び様式5のフッターは削除してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	各様式については注意書き等の削除はできません。ただし、様式4の技術提案書に限り注意書きの削除は可としています。
9	入札説明書	7	5. 総合評価に関する事項	指定テーマ3：「解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ」令和6年1月26日 環境省福島地方環境事務所）に基づく解体工事不適正事案に係る検討経緯及び再発防止対策を踏まえ、解体に伴って発生する動産や解体廃棄物等の適切な管理が重要である。こうした背景に鑑み、大型解体現場等以外の一般家屋解体現場において解体に伴う発生材の盗難防止として、効果的かつ効率的な防止対策に関する提案。に関して、「大型解体現場等以外の一般家屋」とは、大型でない工場や店舗を含まない住宅と考えてよろしいでしょうか。	「大型解体不正事案に係る総合的な再発防止対策のとりまとめ」4.(3)に記載された以外のものです。